

三 給付設備より完備を以て
 四 労働者ノ都合ニ依り休業せん場合ハ専収入金額より支給せんこと
 五 傷害疾病ノ依り休業ノ場合ハ医療代ノ支給金額を支給せんこと
 六 労働者ノ休業ノ場合ハ是ノ期間ニ於ては専収入金額より支給せんこと
 七 退職金ノ支給額ハ即ち退職金額を以て支給せんこと 退職金者ハ専収入ノ平均額を以て算出せんこと
 八 専収入者ノ専収入額ノ減少ニ依り休業せん場合ハ専収入金額より支給せんこと
 九 専収入者ノ専収入額ノ減少ニ依り休業せん場合ハ専収入金額より支給せんこと
 右要領ス
 一九二九年一月一日

ボンネル會社代表者
 東京一般労働者組合 中野第二分會

ボンネル會社代表者
 早矢任子

川記 (宣傳用)

生活を護れ！

労働者ハ労働組合に入れ！

- ★ 首切絶對反對！
- ★ 賃銀値下げ絶對反對！
- ★ 賃銀即時三割値上げしろ！
- ★ 傷害、疾病による休業の場合には医療代と日給金額を支拂
- ★ 俺達ノ力で退職手当制度を作れ！

東京一般労働者組合本部

中野第二分會

中野軒字宮前四三八
 (ボニル 寮内)